

秋田県公安委員会公文例規程

昭和38年 1 月 1 日
公安委員会規程第 1 号

秋田県公安委員会公文例規程を次のように定める。

秋田県公安委員会公文例規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めのあるもののほか、秋田県公安委員会の公文例について、必要な事項を定めるものとする。

(公文の種類)

第 2 条 公文の種類は、次のとおりとする。

(1) 法規文

規則 公安委員会の権限に属する事務に関し、法令、または条例の特別の委任に基づいて定めるもの。

(2) 公示文

ア 告示 法令、条例または規則に公示の根拠が規定されているもの。

イ 公告 ある一定の事項を広く一般に公表するもので、法令等に直接公示の根拠規程がないもの。

(3) 令達文

ア 規程 公安委員会の権限に属する事務に関し規則をもって制定する事項以外で、その運営上必要な事項について規定するもの。

イ 指令 申請、出願等に基づいて許可、不許可等を指示するもの。

(4) 往復文

ア 照会

イ 回答

ウ 通知（依頼、送付）

エ 報告

オ 答申

カ 申請

(5) その他、公安委員会の発する文書等

(公文例)

第 3 条 公文例は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の書式は、明朝体12ポイント、1行40字、1頁40行程度とする。ただし、別表第1の2の書式は、明朝体9ポイント、1行57字、1頁45行程度とする。

(公示の方法)

第 4 条 公安委員会の権限に属する事項で、公示を必要とするものの公示の方法については、「公安委員会の権限に属する事項で告示を必要とするものの告示の方法（昭和29年秋田県公安委員会告示第4号）」による。

(告示指令簿等)

第 5 条 第 2 条に規定する規則、告示、公告、規程及び指令を発しようとするときは、暦年ごと、種類ごとに告示指令簿（別記様式第 1 号）に登載しなければならない。ただし、

往復文については、秋田県警察文書管理規程（平成26年秋田県警察本部訓令第18号）第25条第2項に定める文書発出簿に登載するものとする。

（往復文書の記号）

第6条 往復文書には、別表第2に定めるところにより、当該文書の事務を所掌する課等に係る記号をつけるものとする。

附 則

この規程は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和38年3月1日から施行する。

附 則（昭和39年7月16日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和40年5月28日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和40年5月28日から施行し、昭和40年3月26日から適用する。

附 則（昭和45年8月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和47年3月27日から適用する。

附 則（昭和48年4月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月17日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月18日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和50年2月20日から施行する。

附 則（昭和50年3月22日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月24日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和52年3月25日から施行する。

附 則（昭和53年3月23日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月6日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和54年3月9日から施行する。

附 則（昭和54年3月14日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月10日公安委員会規程第3号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月24日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成元年3月27日から施行する。

附 則（平成4年6月26日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日公安委員会規程第3号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成16年3月24日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（生活環境課及び組織犯罪対策課に係る部分に限る。）は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月6日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の項の改正規定は、同年3月10日から施行する。

附 則（平成17年9月7日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成17年9月20日から施行する。

附 則（平成17年9月30日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年11月6日公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月11日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成25年3月11日から施行する。

附 則（平成26年12月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（平成30年3月23日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年2月21日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年2月25日から施行する。

附 則（平成31年3月15日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和元年9月26日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日公安委員会規程第2号）

改正後	改正前
(〇〇) 第〇条 〇〇〇<u>△△△△</u>〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	(〇〇) 第〇条 〇〇〇<u>〇〇〇〇</u>〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇

第〇条 ○○○○○○○○○○○○○○○

この規則は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

この規程は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

6 指令

令達先 住所
氏名

〇〇〇年〇月〇日付け（第〇号）で申請のあった〇〇については、〇〇法（〇〇年法律第〇号）第〇条の規定により（次の条件を付して）許可する。

-許可することができない。

- 付 記

この処分について不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して〇〇日以内に（〇〇法第〇条の規定により）、〇〇に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

7 往復文

○ ○ ○ ○ 殿

〇〇〇について（通知、回答、照会等）

○○○について、

記

- 1 ○○ · · · · · ○
2 ○○ · · · · · ○

別表第2 (第6条関係)

1 警察本部各課等の記号

総務課	総
広報広聴課	広
警務課	務
留置管理課	留
監察課	監
教養課	教

会計課	会
厚生課	厚
デジタル推進課	デ推
生活安全企画課	生企
地域課	地
通信指令課	通
人身安全対策課	人安
生活環境課	生環
サイバー犯罪対策課	サ
刑事企画課	刑企
捜査支援分析課	捜分
捜査第一課	捜一
捜査第二課	捜二
組織犯罪対策課	組対
鑑識課	鑑
科学捜査研究所	科研
交通企画課	交企
交通規制課	交制
交通指導課	交指
運転免許センター	免
高速道路交通警察隊	高速
公安課	公
外事課	外
警備課	備
機動隊	機
警察学校	校

例 「秋公委生企第○号」

2 警察署

鹿角警察署	鹿○
大館 〃	館○
北秋田 〃	北○
能代 〃	能○
五城目 〃	五○
男鹿 〃	男○
秋田臨港 〃	港○
秋田中央 〃	秋中○
秋田東 〃	秋東○
由利本荘 〃	由○
大仙 〃	大仙○
仙北 〃	仙北○

横手 〃 横○

湯沢 〃 湯○

注 ○印には、次の課（係）の略号を表示すること。

警務課並びに課制のない広報広聴係、警務係、被害者支援係及び留置管理係は「務」、留置管理課は「留」、会計課及び課制のない会計係は「会」、生活安全課は「生安」、地域課は「地」、刑事課は「刑」、刑事第一課は「刑一」、刑事第二課は「刑二」、交通課は「交」、警備課は「備」を用いる。

例 「秋公委鹿生安第○号」

別記様式第 1 号（第 5 条関係）
告 示 指 令 簿

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

告 示 指 令 簿

[illegible]